

いわゆる開門阻止訴訟の提訴にあたって

2011年4月19日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

本日、諫早湾干拓事業による潮受堤防排水門の開門を差し止める訴訟が長崎地裁に提訴された。

開門は、上告が見送られて確定した昨年12月6日の福岡高裁判決に基づく国の義務であり、判決に基づく義務の履行が違法性を有することはありえない。また、開門をめぐる論点は、佐賀地裁から福岡高裁まで8年間の長きにわたる法廷での論争ですべて出尽くしており、この訴訟は、いたずらに論争を蒸し返すものにすぎない。およそ、開門阻止訴訟に未来はない。

今回、こうした訴訟が起こされたことについて、国は、真摯に反省すべきである。

これまで国は、一方で、有明海異変のなかで深刻な漁業被害に苦しむ漁民の開門要求を、有明海異変と干拓事業の因果関係がないなどと言って聞き入れず、被害を長期間放置してきた。他方で、開門によって農業や防災がだいなしになるなどと、地元の人々の不安をあおってきた。そのなかで、開門を求める漁民等と開門に反対する地元の人々との間に深刻な溝が形成されている。そうした国の言い分をことごとく退けた福岡高裁判決が確定した以上、国は、被害に苦しむ漁民と不安をあおられた地元の人々の双方に謝罪し、安全・安心の早期開門の具体的な方策について指し示さなければならない。しかるに、福岡高裁判決確定から4ヶ月が経過した今も、なんら国からの具体策は示されていない。そのため、開門を求める漁民の間にも、開門に反対する地元の人々の間にも、不安が渦巻いている。

わたしたちは、本日提訴の開門阻止訴訟の利害関係人として、早急に準備のうえ、この訴訟に補助参加し、福岡高裁判決が指し示したとおり、漁業と農業・防災が両立する開門は可能であること、開門によってこそ、真に農業も防災も達成することができることを改めて明らかにする所存である。

わたしたちは、この訴訟は、農業や防災に不安を抱く人々と直接に向き合って協議することができる貴重な場であると考えている。

深刻な不漁に苦しむ漁民も、農業や防災に不安を抱く人々も、どちらも無謀な干拓事業の被害者である。わたしたちは、そうした立場から、今回の訴訟に補助参加する。訴訟においては、安全・安心の開門にむけて積極的に提案をしていきたいと考えている。

そして国に対し、わたしたちの提案を真摯に受け止め、開門を求めてきた漁民と開門に不安を抱き続けてきた人々の双方が納得できるような、安全・安心の開門の具体的な姿を、一日も早く指し示し、確定判決に基づく開門の義務を誠実に履行するよう、強く訴えるものである。

以上